

短期入所生活介護 長生き邑
重要事項説明書

社会福祉法人 愛の友協会
特別養護老人ホーム 長生き邑

短期入所生活介護 長生き邑

重要事項説明書（短期入所生活介護事業）

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0475（32）2587（午前9時から午後5時まで）

担当者 生活相談員 関田 夏実

2. 特別養護老人ホーム長生き邑の概要

（1）施設の名称・所在地

名称	短期入所生活介護事業所 長生き邑
所在地	千葉県長生郡長生村金田2133
介護保険指定番号	千葉県第1276800180号

（2）施設の職員体制

- 1) 施設管理責任者 : 常勤 1名（本体施設と兼務）
施設従事者の管理、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
- 2) 医師 : 非常勤 1名（嘱託医・本体施設と兼務）
利用者に対しての健康管理及び療養上の指導を行います。
- 3) 生活相談員 : 常勤 1名（本体施設と兼務）
利用者の生活相談、処遇の企画・実施等を行います。
- 4) 介護支援専門員 : 常勤 1名（本体施設と兼務）
短期入所生活介護計画作成を行います。
- 5) 介護職員 : 常勤換算 20名以上（本体施設と兼務）
利用者の生活全般にわたる介護業務を行います。
- 6) 看護職員 : 常勤換算 2名以上（本体施設と兼務）
利用者の保健衛生の管理・健康保持
- 7) 機能訓練指導員 : 常勤 1名（本体施設と兼務）
利用者の日常生活を営む上で必要な機能の維持・向上を図るための機能訓練を行います。
- 8) 管理栄養士 : 常勤 1名（本体施設と兼務）
食事の献立作成・栄養計算、利用者に対する栄養指導・相談等を行います。
- 9) 事務職員 : 常勤 1名（本体施設と兼務）
利用者に関する必要な事務を行います。

(3) 施設の設備概要

定員	10名	医務室	1室
居室	個室 10室	特別浴室	1室 分離型車椅子入浴 設置
相談室	1室	一般浴室	1室
共同生活室	1室		

3. サービス内容

①食事

- ・利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間（朝食8時～、昼食12時～、夕食17時30分～）に行います。
- ・自立支援に配慮し、できるだけ離床し共同生活室で召し上がっていただきます。

②入浴

- ・1週間に2回以上、特別浴又は一般入浴を行います。心身の状況等により、入浴ができない場合には、清拭を行います。

③介護

- ・排泄の自立への介助を行います。（自然排泄への取組みを行います。）
- ・おむつをご使用の方は、個別の排泄リズムを把握し、時間交替ではなく、個別の排泄リズムによる支援を行います。
- ・離床・着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行います。

④生活相談

- ・随時相談に応じ、必要な助言その他の援助を行います。

⑤健康管理

- ・検温・血圧等の健康チェックは毎日適宜に行います。

⑥理容・美容

- ・美容師の出張サービスを行います。（実費）

⑦レクリエーション

- ・利用者が興味を持てる活動の支援を行います。
- ・外出の際のお食事会やお茶会など自然とのふれあいを大切に、季節を実感できる支援を行います。

4. 利用料金

(1) 介護給付サービスによる料金

利用者の介護度により利用料金（1日当たり）が異なります。

1割の場合

※夜勤職員配置加算Ⅱ（1日につき18円）、サービス体制強化加算Ⅲ（1日6円）、
介護職員処遇改善加算Ⅱ（介護報酬総単位数×13.6%）

自己負担額に加算されます。

※医師の指示に基づく療養食を提供した場合は、療養食加算（1回8円、1日に3回
を限度とする）を別途加算します。

※緊急短期入所受入加算（1日90円 7日間限度）

※ご希望に応じて送迎を行った場合は、送迎加算（片道184円）を別途加算します。

※利用した日数分の料金をいただきます。（例：3泊4日→1日あたりの料金×4日）

※償還払いの場合は、一旦利用料金全額をご利用者が支払い、その後領収書を添付し
保険者（市町村）に請求すると、9割の還付が得られます。

2割の場合

※夜勤職員配置加算Ⅱ（1日につき36円）、サービス体制強化加算Ⅲ（1日12円）、
介護職員処遇改善加算Ⅱ（介護報酬総単位数×13.6%）

自己負担額に加算されます。

※医師の指示に基づく療養食を提供した場合は、療養食加算（1回16円、1日に3
回を限度とする）を別途加算します。

※緊急短期入所受入加算（1日180円 7日間限度）

※ご希望に応じて送迎を行った場合は、送迎加算（片道368円）を別途加算します。

※利用した日数分の料金をいただきます。（例：3泊4日→1日あたりの料金×4日）

※償還払いの場合は、一旦利用料金全額をご利用者が支払い、その後領収書を添付し
保険者（市町村）に請求すると、8割の還付が得られます。

3割の場合

※夜勤職員配置加算Ⅱ（1日につき54円）、サービス体制強化加算Ⅲ（1日18円）、
介護職員処遇改善加算Ⅱ（介護報酬総単位数×13.6%）

自己負担額に加算されます。

※医師の指示に基づく療養食を提供した場合は、療養食加算（1回24円、1日に3
回を限度とする）を別途加算します。

※緊急短期入所受入加算（1日270円 7日間限度）

※ご希望に応じて送迎を行った場合は、送迎加算（片道552円）を別途加算します。

※利用した日数分の料金をいただきます。(例：3泊4日→1日あたりの料金×4日)

※償還払いの場合は、一旦利用料金全額をご利用者が支払い、その後領収書を添付し保険者（市町村）に請求すると、7割の還付が得られます。

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス

①食事の提供に要する費用（食材費及び調理費）

提供する食事の材料費及び調理にかかる費用です。

実費相当額範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載されている食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

※お食事は提供数によります。

②居住に要する費用（光熱水費）

事業所及び設備を利用し、滞在されるに当たり、光熱水費相当額を負担していただきます。ただし、介護保険限度額認定証発行を受けている方につきましては、その認定証に記載されている滞在費の金額（1日当たり）の負担となります。

1日当たりの負担額につきましては、(別紙料金表)をご参照ください。

他の自己負担金

- ・おむつ代 : 無料
- ・行事参加費 : 実費
- ・記録の複写 : 実費
- ・理容費 : 実費
- ・日用品費 : 実費
- ・テレビ使用料 : 実費
- ・電気代 : 実費（日額、月額）
- ・その他必要に応じて費用がかかる場合がございます。

5. 短期入所生活介護の利用の中止

(1) 利用開始日以前の中止

入所に利用者の都合でサービスを中止する場合は、利用前日の17時までにご連絡下さい。その場合は、料金を負担することなく利用中止をする事ができます。

前日17時までにご連絡がなく、ご利用を中止される場合には、別紙に記載されたキャンセル料をいただきます。

(2) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所をご希望された場合。

- ・利用中の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
 - ・利用中に入院した場合。（料金は入院日までの日数を基準に計算します）
 - ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合。
- 緊急な場合、別途緊急連絡表により速やかに連絡をとる等必要な措置を講じます。
また、料金は退所日までの日数を計算します。

6. お支払い方法

短期入所生活介護のご利用月の翌月 15 日までに当月料金の合計額の請求書に明細を付してお送りいたします。

利用者は、当月料金の合計額を翌月 25 日までに現金または振込の方法でお支払い下さい。利用料の支払いを受けた時、利用者に対して領収書を発行いたします。

7 短期入所生活介護サービスの特徴

(1) 運営の方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持及び家庭での身体的並びに精神的負担軽減を支援します。

(2) サービス利用のために、次のことを行います。

- ・職員研修があります。
- ・緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- ・褥瘡予防管理、食中毒や感染症の予防や発生した場合の蔓延を防ぐために必要な処置を講じます。
- ・サービスマニュアルを作成します。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- | | |
|-----------|-------------------------------------------------|
| ☆ 面会 | 午前 9 時から午後 5 時までとします。
上記以外の時間での面会は事前にご連絡下さい。 |
| ☆ 外出・外泊 | 届け出書を提出して下さい。 |
| ☆ 飲酒・喫煙 | 飲酒・喫煙は健康管理のため禁止させていただきます。 |
| ☆所持品の持ち込み | 居室へ持ち込める範囲内とします。
なお、火器類・危険物の持ち込みは厳禁です。 |
| ☆宗教・政治活動 | お断りします。 |

☆金銭・貴重品の管理	大金・貴重品はお持ち込みにならないようお願い します。 万一紛失の場合、責任を負いかねます。
☆飲食の持ち込み	健康管理のため、お断りしています。
☆設備・器具の使用	共用施設、備品等の取り扱いは、丁寧にお願 いします。
☆ペット	お断りします。
☆その他	他の利用者に不快な思いを与える行為や迷惑とな る行為はしないで下さい。

☆施設内で火を用いないで下さい。

☆施設の設備や物品に損害を与え、またこれらを持ち出してはいけません。

☆衛生保持：利用者は、清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために努めます。

☆当施設では、洗濯機、乾燥機を使用して洗濯業務を実施しております。この洗濯業務
で衣類等に痛み変形が生じても、責任を負いかねます。

8. 緊急時の対応

利用者に容体の変化等があった場合、緊急連絡先に速やかに連絡を取る等の必要な措
置を講じます。

9. 事故発生時の対応

事故が発生し、損害賠償を行う場合は、適切に対応します。ただし、家族等による外
出・外泊等施設の責任にならない場合を除きます。

10. 非常災害対策

- ・防災時の対応 職員からなる自衛消防隊により速やかに行います。
- ・防災設備 各設備については、契約している業者による定期点検を実施し、
その対応に備えています。
- ・防災訓練 年3回実施

11. 掲示

施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサー
ビスの選択についての重要事項を提示します。

12. サービス内容に関する相談、苦情

利用者からの相談・苦情に対する窓口を設置し、短期入所生活介護のサービスや設備に関する利用者からの要望・苦情に対して迅速に対応いたします。

相談・苦情担当 : 敷田 圭志
 電話番号 0475-32-2587
 FAX 0475-32-1345

※受付時間 : 月～金曜日 9時～17時

☆サービス内容に関する相談・苦情の受付は下記でも受け付けております。

長生村 長生村役場 福祉課 介護保険係	所在地 電話番号	長生村本郷1-77 0475-32-6809
茂原市 茂原市役所 福祉部 高齢者支援課	所在地 電話番号	茂原市道表1番地 0475-20-1572
白子町 白子町役場 健康福祉課	所在地 電話番号	白子町関5074-2 0475-33-2113
睦沢町 睦沢町役場 福祉課 福祉介護班	所在地 電話番号	睦沢町下之郷1650-1 0475-44-2504
長南町 長南町役場 福祉課 福祉介護係	所在地 電話番号	長南町長南2110番地 0475-46-2116
一宮町 一宮町役場 福祉健康課介護保険係	所在地 電話番号	一宮町一宮2457番地 0475-42-1431
大網白里市 大網白里市役所 高齢者支援課介護保険班	所在地 電話番号	大網白里市大網115番地2 0475-70-0309
いすみ市 いすみ市役所 健康高齢者支援課介護保険班	所在地 電話番号	いすみ市大原7400-1 0470-62-1118
御宿町 御宿町役場 保健福祉課福祉介護班	所在地 電話番号	御宿町須賀1552番地 0470-68-6176
九十九里町 九十九里町役場 健康福祉課高齢者福祉係	所在地 電話番号	九十九里町片貝4099番地 0475-70-3184

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係	所在地 電話番号	千葉市稲毛区大台6-4-3 043-254-7428
千葉県運営適正化委員会	所在地 電話番号	千葉市中央区千葉港4-3 043-246-0294

13. 法人の概要

法人名	社会福祉法人 愛の友協会
施設名	特別養護老人ホーム 長生き邑
所在地	千葉県長生郡長生村金田2133
電話番号	0475-32-2587
FAX	0475-32-1345
施設が行っている事業	1. 介護老人福祉施設 2. 短期入所生活介護

令和 年 月 日

短期入所生活介護利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

(施設)

所在地 千葉県長生郡長生村金田 2 1 3 3
法人名 社会福祉法人 愛の友協会
名 称 短期入所生活介護事業所 長生き邑
指定番号 千葉県第 1 2 7 6 8 0 0 1 8 0 号

施設管理責任者 敷田 圭志

説明者 職名 生活相談員
氏名 関田 夏実

私は、契約書および本書面により、施設から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

(入居者)

住所

氏名

(連帯保証人)

住所

氏名

(連帯保証人)

住所

氏名

(緊急時連絡先)

住所

氏名